DVDの所蔵と貸出し等について

1 DVDの所蔵と貸出について

(1) 概要

- ①平成 28 年度から光が丘図書館で一般ビデオに代わる映像資料としてDVDを 所蔵し、平成 28 年 7 月 1 日 (予定) から貸出しに供する。
- ②DVDの貸出しに合わせ、貸出点数を現在の視聴覚資料 (CD・カセットテープ・レコード・公共ビデオ・公共DVD) 5点+一般ビデオ1点から、CD等 (CD・カセットテープ・レコード) 5点+映像資料 (DVD・公共ビデオ・公共DVD) 2点に変更する。
 - ※一般ビデオは、原則として平成28年6月16日をもって貸出しを停止する。
 - ※導入当初は資料数が少ないが、続き物の巻数順予約に最低限対応するために貸出し・予約ともに2点とする。貸出期間は他の資料と同じ2週間とする。
 - ※視聴覚資料のうち、公共ビデオ、カセットテープ、レコードの提供については、資料の劣化状況を勘案して近い将来の提供取りやめを検討する。また、公共DVDの形態区分の変更についても検討する。
- ③上記に対応するために「練馬区立図書館条例施行規則」、「練馬区立図書館資料 損害賠償事務実施要領」、「練馬区立図書館資料収集方針」の改訂、および利用 案内の差し替え等の手続き・作業を実施する。
- ④貸出しは、現在の一般ビデオ排架場所に装備済み空ケースを置き、本体および解説書等が入ったスリーブケースをカウンターバックに置く。利用者が貸出カウンターに空ケースを持参して、カウンター職員はスリーブケース内の本体等と差し換えて貸し出す方法を取る。また、練馬区立図書館全館および受取窓口での予約に対応する。移送方法は、CDに準ずる。他自治体図書館との相互貸借は行わない。また、リクエストも受け付けない。
 - ※検索・予約の利便性を高めるため、OPACに大活字本等と同様のタイトルー覧を新設する。
- ⑤毎月 40 点程度の装備・データ入力済DVDを購入し、利用に供する。平成 28 年度は 500 点程度、以後数年間は 500 点程度の購入を維持していく。
- ⑥利用者による紛失・汚破損については、原則として購入価格相当の納付書による弁償を求めることとし、その旨ケースに明示する。ただし、貸出回数に対応して弁償金額を減免すること等の措置を検討する。
- ⑦利用者に対しては、貸出し開始時点でホームページ・図書館だより等で周知を 行う。利用案内は変更したものに差し替える。

2 予約通知・督促メールへの資料名表示について

実施する方向で検討を続ける。実施に際しては利用者への十分な周知期間を設ける。

3 資料のデジタル化について

平成28年度は、これまで練馬区独立記念周年事業で編まれた練馬区史等の資料を デジタル化する。練馬区独立70周年となる平成29年8月1日の練馬区立図書館ホームページでの公開をめざし、データ形式・公開方法を検討する。